

---

令和6年度

# 年金について



公立学校共済組合宮城支部  
給付班（長期給付）

---

# 目次

---

## I 公的年金制度の概要

- 1 現在の公的年金制度 ----- P.2
- 2 被保険者の種別 ----- P.3
- 3 年金の種類 ----- P.3

## II 老齢年金について

- 1 老齢年金について ----- P.4
- 2 働きながら年金を受け取るとき ----- P.8
- 3 年金の繰上げ ----- P.10
- 4 年金の繰下げ ----- P.12
- 5 繰上げ・繰下げ受給累計額早見表 ----- P.14

## III 退職後の事務手続き

- 1 組合員資格について ----- P.15
- 2 一般組合員資格を喪失するとき ----- P.16
- 3 年金待機者登録 ----- P.17

## IV 老齢年金の請求について

- 1 老齢年金の請求手続き ----- P.18
- 2 年金の決定 ----- P.20
- 3 年金の支給 ----- P.20

## V 年金加入期間や年金見込額を知りたいとき

- 1 ねんきん定期便 ----- P.21
- 2 地共済年金情報Webサイト ----- P.22
- 3 年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高通知書 ----- P.22

## VI 問い合わせ先について ----- P.24

# I 公的年金制度の概要

## 1 現在の公的年金制度

【図】令和6年時点の公的年金制度の体系

公的年金等	3階部分		企業年金	退職年金（年金払い退職給付）		
				退職共済年金（経過的職域加算額）		
	2階部分		厚生年金（被用者年金）			
			第1号	第2号	第3号	第4号
1階部分	国民年金（基礎年金）					
		第1号	第2号			第3号
対象者	自営業学生等	民間企業	国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者

### （1）国民年金（基礎年金）

全ての国民に共通する年金制度で1階部分と呼ばれ、20歳から60歳までの全国民に加入義務があります。

### （2）厚生年金（被用者年金）

被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度で2階部分と呼ばれ、働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。平成27年9月までは、民間サラリーマン等を対象とした「厚生年金保険制度」と公務員等を対象とする「共済年金制度」の2つに分かれていましたが、平成27年10月から実施された被用者年金制度の一元化により「共済年金制度」は「厚生年金保険制度」に統一されました。

### （3）退職共済年金（経過的職域加算額）・退職年金（年金払い退職給付）

共済組合独自の年金制度で3階部分と呼ばれます。被用者年金制度の一元化により、共済年金独自の給付であった「退職共済年金」は廃止され、平成27年10月から新たに「退職年金（年金払い退職給付）」が設けられました。

なお、平成27年9月までの組合員期間がある方は、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として支給されます。

### （4）公的年金

「公的年金」とは、1階部分の国民年金と2階部分の厚生年金を指します。この公的年金に3階部分の退職共済年金（経過的職域加算額）や退職年金（年金払い退職給付）、民間企業などにある企業年金等を含めると、「公的年金等」という言い方になります。

なお、民間の保険会社などで契約している個人年金保険や個人型確定拠出年金（iDeCo）は、この公的年金等には含まれず、「私的年金」といいます。

# I 公的年金制度の概要

## 2 被保険者の種別

### (1) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は次の3つの種別に分かれています。公立学校共済組合の組合員は、組合員となった日から第2号被保険者となり、組合員の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の方）は第3号被保険者となります。

種別	被保険者
第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業・学生など
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者（65歳以上で老齢年金を受ける方を除く）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

### (2) 厚生年金保険の被保険者と実施機関

厚生年金保険の被保険者は次の4つの種別に分けられており、厚生年金に関する決定・給付事務を行う「実施機関」がそれぞれ異なります。

種別	被保険者	実施機関
第1号 厚生年金被保険者	第2号から第4号までの厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号 厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会
第3号 厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合など)
第4号 厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団

## 3 年金の種類

給付の事由により「老齢」・「障害」・「遺族」の3種類の年金があります。受給するためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

種類	国民年金	厚生年金	退職共済年金	退職年金
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	退職共済年金	退職年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金	障害共済年金	公務障害年金
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族共済年金	公務遺族年金

## II 老齢年金について

### 1 老齢年金について

<老齢年金の受給イメージ図>

3 階部分	退職年金（年金払い退職給付）
	退職共済年金（経過的職域加算額）
2 階部分	老齢厚生年金
	報酬比例部分
	経過的加算額
	加給年金額
1 階部分	老齢基礎年金

#### （1）老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金被保険者であった方に給付される年金です。

##### ①受給要件

受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が10年以上あり、65歳に達していること。

##### ②年金額の計算

- 老齢基礎年金額 = 老齢基礎年金額（満額）× 国民年金保険料納付済月数 / 480月  
※令和6年4月時点の老齢基礎年金額（満額）は、816,000円となります。

#### （2）老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金被保険者であった方に給付される年金で、厚生年金の加入期間や過去の報酬等に応じて支給される「報酬比例部分」と、受給要件に該当する方に支給される「経過的加算額」及び「加給年金額」があります。

##### ①受給要件

- (ア) 65歳に達していること
- (イ) 厚生年金被保険者期間が1月以上あること
- (ウ) 受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が10年以上あること

##### ②報酬比例部分の計算（ねんきん定期便でご自身の見込額が分かります）

- 報酬比例部分 = (A) + (B)
  - (A) : 平成15年3月までの被保険者であった期間  
平均標準報酬月額×7.125 / 1000 × 平成15年3月までの被保険者月数
  - (B) : 平成15年4月以降の被保険者であった期間  
平均標準報酬額×5.481 / 1000 × 平成15年4月以降の被保険者月数

## II 老齢年金について

### (3) 経過的加算額

老齢厚生年金に加算される額で、定額部分と老齢基礎年金に差額があるときに、その差額が支給されます。これを、「経過的加算」といいます。当分の間、老齢基礎年金より定額部分の額が多いため、老齢厚生年金には定額部分から老齢基礎年金を差し引いた、経過的加算額が加算されます。

なお、定額部分とは、65歳前に支給される特別支給の老齢厚生年金（昭和36年4月1日以前に生まれた方が対象）の額のうち、厚生年金被保険者期間に応じて支給する額で、老齢基礎年金に相当します。この定額部分は、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、昭和24年4月2日以降に生まれた方には支給されません。

**経過的加算額の計算**（ねんきん定期便でご自身の見込額が分かります）

●経過的加算額 = (A) - 老齢基礎年金額

(A) : 定額部分 = 1,701円 × 生年月日に応じた率 × 厚生年金被保険者期間の月数

※厚生年金被保険者期間の月数は480月が上限となります。

### (4) 加給年金額

老齢厚生年金に加算される額で、年金受給者によって生計を維持されている配偶者または子がいる場合に支給されます。これを、「加給年金額」といいます。

#### ① 受給要件

(ア) 65歳到達時点で、厚生年金被保険者の加入期間が20年以上あること

(イ) 65歳到達時点で、年金受給者に生計を維持されている下表の対象者がいること

対象者	年齢要件	生計維持
配偶者	65歳未満	「生計維持」とは次のいずれも満たすこと。  ①生計同一関係があること ・住民票上、同一世帯である。 ・単身赴任等で住民票上は異なっているが、生活費を共にしていると認められるとき。  ②配偶者または子が収入要件を満たしていること ・前年の収入が850万円または前年の所得が655.5万円未満である。 ・定年退職等により、近い将来（概ね5年以内）に収入が850万円または所得が655.5万円未満となると認められるとき。
子	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ・20歳未満で障害等級が1～2級に該当する障害状態にある子	

## II 老齢年金について

### ②加給年金の加算額（R6.4時点の金額）

- 配偶者に対する加給年金額 408,100円
- 子に対する加給年金額

子の人数	加給年金額
2人目まで1人につき	234,800円
3人目から1人につき	78,300円

### ③加給年金の停止

加給年金額の対象となる配偶者が、厚生年金被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金を受けられる権利があるとき、または障害年金を受けられる権利があるときは、加給年金額の支給は停止されます。

### ④加給年金の加算の終了

加給年金額の対象者が一定の年齢に達したときや、亡くなられたときなど一身上の異動があったときに、加給年金額の加算は終了します。

## (5) 退職共済年金（経過的職域加算額）

退職共済年金（経過的職域加算額）は、共済組合独自の年金制度で厚生年金被保険（第2号から第4号）であった方に給付される年金です。

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済組合独自の給付である「職域部分」が廃止されましたが、平成27年9月までの組合員期間がある方は、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として給付されます。

### ①受給要件

- (ア) 老齢厚生年金の受給要件を満たしていること
- (イ) 平成27年9月以前の1年以上引き続き組合員期間があること
- (ウ) 受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が10年以上あること

### ②年金額（ねんきん定期便でご自身の見込額がわかります）

退職共済年金（経過的職域加算額）は、年金の加入期間や過去の報酬等に応じて決まります。

- 退職共済年金（経過的職域加算額）＝（A）＋（B）

(A) 平成15年3月までの組合員であった期間

平均給料月額×1.425／1000×平成15年3月までの組合員期間月数

(B) 平成15年4月以降の組合員であった期間

平均給与月額×1.096／1000×平成15年4月以降の組合員期間月数

※この計算式は、組合員期間が20年以上ある場合のものになります。

## II 老齢年金について

### (6) 退職年金（年金払い退職給付）

退職年金（年金払い退職給付）は、平成27年10月に廃止された「職域部分」に代わる給付として新たに設けられ、平成27年10月以降の組合員期間がある方に給付される年金です。

退職年金（年金払い退職給付）は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。積み立てた原資（給付算定基礎額）は「終身退職年金」と「有期退職年金」の半分に分けて受給します。

#### <終身退職年金>

受給期間は終身となります。

#### <有期退職年金>

受給期間を20年・10年または一時金から選択できます。受給期間終了前に受給者が亡くなられたときは、残りの受給期間分を遺族の方に一時金で給付します。

#### ① 受給要件

- (ア) 65歳に達していること
- (イ) 一般組合員資格を喪失していること
- (ウ) 平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間を有していること

#### ② 年金額（給付算定基礎額残高通知書でご自身の積立額を確認できます）

- 終身退職年金 = (A) / 受給権者の年齢に応じた終身年金現価率
  - 有期退職年金 = (B) / 支給残月数に応じた有期年金現価率
- (A) 終身退職年金算定基礎額 = (C) × 1 / 2（組合員期間が10年未満は1 / 4）  
(B) 有期退職年金算定基礎額 = (C) × 1 / 2（組合員期間が10年未満は1 / 4）  
(C) 給付算定基礎額 = （標準報酬月額と標準期末手当等の額 × 各月の付与率） + 利子

退職年金は、退職（一般組合員資格を喪失）していることが受給要件となります。在職（一般組合員）中は請求できません。





## II 老齢年金について

### 2 働きながら年金を受け取るとき

働きながら年金を受給するときは、年金の種類によって支給停止となるものがあります。

#### (1) 老齢基礎年金

老齢基礎年金は支給停止されません。

#### (2) 老齢厚生年金

70歳未満の方が厚生年金被保険者となっている間や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤めているとき、国会議員・地方議会議員となったときは、「年金の月額」と「賃金の月額」に応じて、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となります。これを「年金の在職停止」といいます。ただし、厚生年金被保険者とならないとき（勤務時間の少ない時間講師・パート・個人事業等）は、在職停止の対象とはなりません。

なお、在職停止により支給停止した年金は、後から戻ってくることはありません。

#### ①在職停止額の計算方法

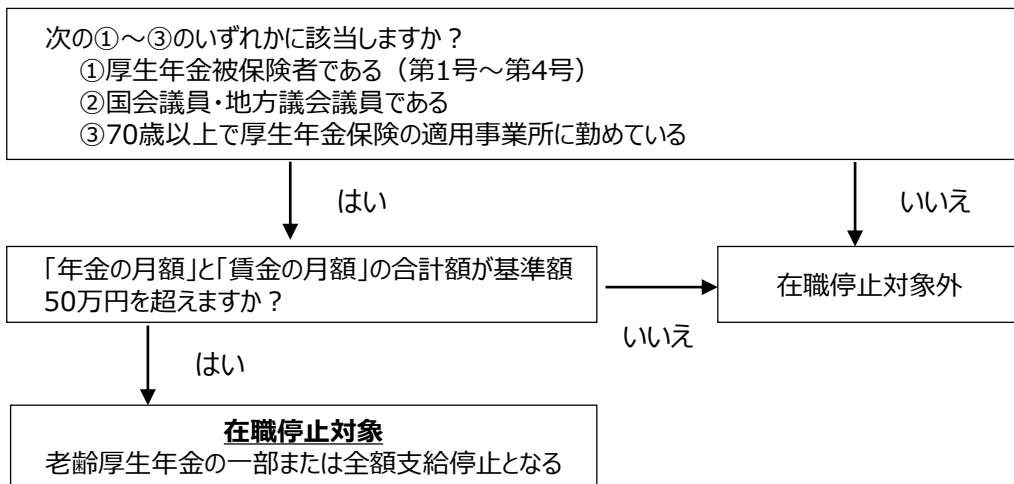
●在職停止額（月額）＝（（A）＋（B）－基準額50万円※）×1/2

※基準額は賃金や物価の変動に応じて改定されることがあります。

(A) 年金の月額＝老齢厚生年金（経過的加算額・加給年金額を除く）×1/12

(B) 賃金の月額＝標準報酬月額＋（直近1年間の標準期末手当等の額×1/12）

#### ②在職停止の対象者フロー



#### ③注意事項

複数の実施機関（共済組合や日本年金機構等）から老齢厚生年金を受け取っているときは、実施機関ごとの老齢厚生年金の額に応じて按分した額をそれぞれ支給停止します。

## II 老齢年金について

### (3) 退職共済年金（経過的職域加算額）

厚生年金被保険者として働く場合に共済組合の「一般組合員」となる方は、第3号厚生年金被保険者となるため、一般組合員期間中は全額支給停止となります。

なお、第1号厚生年金被保険者となるときや、厚生年金被保険者とならないときは支給停止されません。

### (4) 退職年金（年金払い退職給付）

65歳となり退職後、退職年金（年金払い退職給付）を請求した後に再就職した場合に共済組合の「一般組合員」となる方は、第3号厚生年金被保険者となるため、一般組合員期間中は全額支給停止となります。

なお、第1号厚生年金被保険者となるときや、厚生年金被保険者とならないときは支給停止されません。

### 【参考】働きながら年金を受け取るときの例

	第1号 厚生年金被保険者	第3号 厚生年金被保険者	厚生年金加入なし
老齢基礎年金	全額支給	全額支給	全額支給
老齢厚生年金	「年金の月額」と「賃金の月額」に応じて、 老齢厚生年金の一部または全部が支給停止		全額支給
退職共済年金 (経過的職域加算額)	全額支給	全額支給停止	全額支給
退職年金 (年金払い退職給付)	全額支給	全額支給停止	全額支給



**支給停止した年金は後から戻ってくることはありませんが、厚生年金被保険者として再就職すると、厚生年金の加入期間が増えますので、老齢厚生年金や退職年金を増やすことができます。**  
働きながら年金を受け取りたいときは、事前にお勤め先に厚生年金保険の加入の有無等を確認していただくことをお勧めします。

## II 老齢年金について

### 3 年金の繰上げ

#### (1) 老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）は、原則65歳から受け取ることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間で、年金の受給を早めることができます。これを「繰上げ受給」といいます。ただし、繰上げ受給をすると、繰上げた期間に応じて年金額が減額され、その減額率は生涯変わりません。また、減額された年金は、繰上げ請求した月の翌月分から受給することができます。

なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）は同時に繰上げ請求する必要があります。また、退職年金（年金払い退職給付）は同時に繰上げ請求を行う必要はありません。

#### ① 受給要件

- (ア) 60歳に達していること
- (イ) 厚生年金被保険者期間が1月以上あること
- (ウ) 受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が10年以上あること
- (エ) 国民年金の任意加入被保険者でないこと

#### ② 繰上げたときの減額率

繰上げにより減額される年金額は、老齢基礎年金・老齢厚生年金（加給年金額を除く）・退職共済年金（経過的職域加算額）に次の減額率を乗じることにより計算します。

- $\text{減額率（最大24\%）} = 0.4\% \times \text{繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数}$   
※昭和37年4月1日以前に生まれた方の減額率は0.5%（最大30%）となります。

#### ③ 請求に当たっての注意事項

- (ア) 繰上げ請求をした後は、繰上げ請求を取消することはできません。
- (イ) 複数の実施機関から老齢厚生年金や退職共済年金（経過的職域加算額）を受給できる場合は、すべての年金について同時に繰上げ請求をしなければなりません。
- (ウ) 在職中で厚生年金被保険者でも繰上げ請求ができますが、給与や賞与の額に応じて、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。（8ページ参照）
- (エ) 在職中で第3号厚生年金被保険者の場合は、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給停止となります。（9ページ参照）

※このほかにも繰上げ請求を行う場合の注意点がありますので、事前にご確認ください。

## II 老齢年金について

### (2) 退職年金（年金払い退職給付）の繰上げ

退職年金（年金払い退職給付）は、原則65歳から受け取ることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間で、年金の受給を早めることができます。ただし、繰上げ受給をすると、繰上げた期間に応じて利子分だけ年金額が減額されます。

なお、(1)の繰上げとは異なり、繰上げ期間に応じた減額率によって年金額が減額する仕組みではありません。

#### ① 受給要件

- (ア) 60歳に達していること
- (イ) 一般組合員資格を喪失していること
- (ウ) 平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間を有していること

#### ② 繰上げたときの利子

給付算定基礎額の対象となる期間が、繰上げ請求をした日までとなり、利子が繰上げ請求時点までしか付与されないため、65歳の本来支給される金額より、利子分だけ年金額が少なくなります。

- 有期退職年金・・・繰上げしなかったときと比較し、利子分だけ給付算定基礎額が減額することにより、年金額が少なくなる。
- 終身退職年金・・・繰上げしなかったときと比較し、利子分だけ給付算定基礎額が減額することにより、年金額が少なくなる。また、終身年金現価率は年齢が若いと高くなるため、年金額が少なくなる。

### (3) 繰上げパターンまとめ

年金種類	繰上げ請求可能			繰上げ請求不可	
	する	する	しない	しない	する
老齢基礎年金	する	する	しない	<u>しない</u>	<u>する</u>
老齢厚生年金 退職共済年金（経過的職域加算額）	する	する	しない	<u>する</u>	<u>しない</u>
退職年金（年金払い退職給付）	する	しない	する	する	しない

### (4) 繰上げ請求を希望する場合

年金請求書を送付しますので、次のいずれかにご連絡ください。

- 公立学校共済組合の一般組合員で在職中の場合  
→宮城支部 022-211-3677・022-211-3094
- 公立学校共済組合の一般組合員資格を喪失し、年金待機者となった場合  
→本部 03-5259-1122

## II 老齢年金について

### 4 年金の繰下げ

#### (1) 老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）の繰下げ

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）は、65歳で受け取らずに66歳から75歳まで年金の受給を遅くすることができます。これを「繰下げ受給」といいます。繰下げ受給をすると、繰下げた期間に応じて年金額が増額され、その増額率は生涯変わりません。また、増額された年金は、繰下げ請求をした月の翌月分から受給することができます。

なお、老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）は同時に繰下げ請求する必要があります。また、老齢基礎年金と退職年金（年金払い退職給付）は同時に繰下げ請求を行う必要はなく、別々に繰下げすることができます。

#### ①繰下げしたときの増額率

繰下げにより増額される年金額は、老齢基礎年金・老齢厚生年金（加給年金額を除く）・退職共済年金（経過的職域加算額）に、次の増額率を乗じることにより計算します。ただし、65歳以後に厚生年金被保険者となっているときや、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤めているときに、年金の在職停止（8ページ参照）により支給停止される額は増額の対象とはなりません。

● 増額率（最大84%） =  $0.7\% \times 65$ 歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数

#### ②請求に当たっての注意事項

- (ア) 加給年金額（5ページ参照）は増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間（年金を受け取っていない期間）中は、加給年金額を受け取ることができません。
- (イ) 複数の実施機関から老齢厚生年金や退職共済年金（経過的職域加算額）を受給できるときは、すべての年金について同時に繰下げ請求をしなければなりません。
- (ウ) 65歳から66歳になるまでの間に、障害給付や遺族給付を受ける権利があるときは、繰下げ請求はできません。
- (エ) 66歳に達した日以降の繰下げ待機期間中に、配偶者が死亡して遺族年金が発生した等で他の公的年金の受給権を得た場合は、その時点で増額率が固定され、年金の請求を遅らせても増額率は増えません。
- (オ) 繰下げを希望し、65歳時点では年金の請求を行わなかった場合でも、実際の年金の請求時に繰下げの申し出をせず、65歳到達時点の本来の年金を遡って請求することも可能です。

## II 老齢年金について

### (2) 退職年金（年金払い退職給付）の繰下げ

退職年金（年金払い退職給付）は65歳で受け取らずに75歳まで年金の受給を遅くすることができます。繰下げ受給をすると、繰下げた期間に応じて利子分だけ年金額が増額されます。

#### 繰下げしたときの利子

給付算定基礎額の対象となる期間が、繰下げ請求をした日までとなり、利子も繰下げ請求をした日まで付与されるので、65歳で本来支給される金額より、利子分だけ年金額が多くなります。

- 有期退職年金・・・繰下げしなかったときと比較し、利子分だけ給付算定基礎額が増額することにより、年金額が多くなる。
- 終身退職年金・・・繰下げしなかったときと比較し、利子分だけ給付算定基礎額が増額することにより、年金額が多くなる。また、終身年金現価率は年齢が高いと低くなるため、年金額が多くなる。

### (3) 繰下げパターンまとめ

年金種類	すべて繰下げ請求可能				
	する	する	しない	しない	する
老齢基礎年金	する	する	しない	しない	する
老齢厚生年金 退職共済年金（経過的職域加算額）	する	する	しない	する	しない
退職年金（年金払い退職給付）	する	しない	する	する	しない

### (4) 繰下げ請求を希望する場合

年金請求書を送付しますので、次のいずれかにご連絡ください。

- 公立学校共済組合の一般組合員で在職中の場合  
→宮城支部 022-211-3677・022-211-3094
- 公立学校共済組合の一般組合員資格を喪失し、年金待機者となった場合  
→本部 03-5259-1122

## II 老齢年金について

### 5 繰上げ・繰下げ受給累計額早見表

(例) 65歳で受給する年金額が100万円の場合

受給開始 年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	24%減額	19.2%減額	14.4%減額	9.6%減額	4.8%減額		8.4%増額	16.8%増額	25.2%増額	33.6%増額	42%増額
60歳	76.0										
61歳	152.0	80.8									
62歳	228.0	161.6	85.6								
63歳	304.0	242.4	171.2	90.4							
64歳	380.0	323.2	256.8	180.8	95.2						
65歳	456.0	404.0	342.4	271.2	190.4	100					
66歳	532.0	484.8	428.0	361.6	285.6	200	108.4				
67歳	608.0	565.6	513.6	452.0	380.8	300	216.8	116.8			
68歳	684.0	646.4	599.2	542.4	476.0	400	325.2	233.6	125.2		
69歳	760.0	727.2	684.8	632.8	571.2	500	433.6	350.4	250.4	133.6	
70歳	836.0	808.0	770.4	723.2	666.4	600	542.0	467.2	375.6	267.2	142
71歳	912.0	888.8	856.0	813.6	761.6	700	650.4	584.0	500.8	400.8	284
72歳	988.0	969.6	941.6	904.0	856.8	800	758.8	700.8	626.0	534.4	426
73歳	1,064.0	1,050.4	1,027.2	994.4	952.0	900	867.2	817.6	751.2	668.0	568
74歳	1,140.0	1,131.2	1,112.8	1,084.8	1,047.2	1,000	975.6	934.4	876.4	801.6	710
75歳	1,216.0	1,212.0	1,198.4	1,175.2	1,142.4	1,100	1,084.0	1,051.2	1,001.6	935.2	852
76歳	1,292.0	1,292.8	1,284.0	1,265.6	1,237.6	1,200	1,192.4	1,168.0	1,126.8	1,068.8	994
77歳	1,368.0	1,373.6	1,369.6	1,356.0	1,332.8	1,300	1,300.8	1,284.8	1,252.0	1,202.4	1,136
78歳	1,444.0	1,454.4	1,455.2	1,446.4	1,428.0	1,400	1,409.2	1,401.6	1,377.2	1,336.0	1,278
79歳	1,520.0	1,535.2	1,540.8	1,536.8	1,523.2	1,500	1,517.6	1,518.4	1,502.4	1,469.6	1,420
80歳	1,596.0	1,616.0	1,626.4	1,627.2	1,618.4	1,600	1,626.0	1,635.2	1,627.6	1,603.2	1,562
81歳	1,672.0	1,696.8	1,712.0	1,717.6	1,713.6	1,700	1,734.4	1,752.0	1,752.8	1,736.8	1,704
82歳	1,748.0	1,777.6	1,797.6	1,808.0	1,808.8	1,800	1,842.8	1,868.8	1,878.0	1,870.4	1,846
83歳	1,824.0	1,858.4	1,883.2	1,898.4	1,904.0	1,900	1,951.2	1,985.6	2,003.2	2,004.0	1,988
84歳	1,900.0	1,939.2	1,968.8	1,988.8	1,999.2	2,000	2,059.6	2,102.4	2,128.4	2,137.6	2,130
85歳	1,976.0	2,020.0	2,054.4	2,079.2	2,094.4	2,100	2,168.0	2,219.2	2,253.6	2,271.2	2,272



60歳で繰上げ受給した場合、**81歳**以降長生きすると、65歳で受給開始した累計額より、繰上げ受給した累計額のほうが**少なくなる**・・・

70歳で繰下げ受給した場合、**82歳**以降長生きすると、65歳で受給開始した累計額より、繰下げ受給した累計額のほうが**多くなる**！



### Ⅲ 退職後の事務手続き

#### 1 組合員資格について

定年退職または自己都合退職をしたときは、共済組合の組合員資格を喪失することになります。組合員資格を喪失したときは、共済組合に書類の提出が必要となります。ただし、「組合員種別」により退職後の事務手続きが異なってきます。

##### (1) 一般組合員と短期組合員とは

共済組合の組合員には、「一般組合員」と「短期組合員」の2つの組合員種別があります。

###### ●一般組合員

主にフルタイムで勤務している常勤職員（正規職員・暫定再任用フルタイム）が該当します。一般組合員は、共済組合が実施するすべての事業（長期給付・短期給付・福祉事業）が適用されます。

###### ●短期組合員（R4.10.1から制度開始）

所定の勤務形態の非常勤職員（会計年度任用職員・暫定再任用短時間・定年前再任用短時間など）が該当します。また、常勤職員のうち臨時的任用職員も短期組合員となります。短期組合員は、共済組合が実施する事業のうち、短期給付・福祉事業が適用され、長期給付事業は適用されません。

##### (2) 一般組合員と短期組合員の年金制度の違い

退職後も一般組合員となるときは、引き続き共済組合の長期給付事業として厚生年金と退職年金（年金払い退職給付）が適用されます。しかし、短期組合員になるときは、共済組合の長期給付事業が適用されず、日本年金機構の厚生年金に加入することになります。

なお、どちらの厚生年金も実施機関（年金の決定・給付事務を行う機関）が異なるだけで年金の制度的な違いはありません。ただし、退職年金（年金払い退職給付）は、共済組合独自の年金のため、短期組合員の期間は掛金の負担はありません。

	一般組合員	短期組合員
厚生年金	<b>第3号厚生年金被保険者</b> として共済組合へ厚生年金保険料を納め、 <u>共済組合から年金が支給されます。</u>	<b>第1号厚生年金被保険者</b> として日本年金機構へ厚生年金保険料を納め、 <u>日本年金機構から年金が支給されます。</u>
退職年金 （年金払い退職給付）	共済組合へ掛金を納め、共済組合から年金が支給されます。	共済組合の長期給付事業は適用されないため、掛金の負担はありません。



### Ⅲ 退職後の事務手続き

#### 2 一般組合員資格を喪失するとき

##### (1) 一般組合員資格の喪失

一般組合員の方が退職すると、基本的には一般組合員の資格を喪失することになりますが、退職後の状況により、下表のとおり一般組合員資格を喪失しない場合もあります。

定年退職（早期退職も含む）後の動き	一般組合員資格
①再就職なし	喪失する
②退職後、民間企業等に再就職	喪失する
③退職後、任意継続組合員となる	喪失する (任意継続組合員となる)
④引き続き臨時的任用職員または会計年度任用職員で勤務	喪失する (短期組合員となる)
⑤引き続き暫定再任用短時間で勤務	喪失する (短期組合員となる)
⑥引き続き暫定再任用フルタイムで勤務	喪失しない (引き続き一般組合員)
⑦引き続き他の共済組合で一般組合員となる	喪失しない (他共済へ転出扱い)
⑧引き続き他の共済組合で短期組合員となる	喪失する (他共済の短期組合員となる)

##### (2) 一般組合員資格を喪失するときの事務手続き

一般組合員資格を喪失する方と、引き続き他の共済組合へ転出する方（前記（1）表の⑦に該当）は、所属所を經由して公立学校共済組合宮城支部に次の書類を提出してください。

なお、定年退職後に暫定再任用フルタイムで勤務（前記（1）表の⑥に該当）する方は、引き続き一般組合員となるため、喪失に伴う手続きは不要となります。

##### ●提出書類 一般組合員退職届書

※令和6年度末退職者に係る書類の提出期限等は、令和7年3月頃に所属所あて通知予定です。

## Ⅲ 退職後の事務手続き

### 3 年金待機者登録

一般組合員退職届書を共済組合が受領したあと、「年金待機者」として登録を行います。ただし、年金受給者や退職後6か月以内に老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する方は、年金待機者の登録は行いません。

#### (1) 年金待機者登録とは

将来の年金決定に必要な年金記録（組合員期間・報酬額等）をデータとして登録を行うことをいいます。ただし、他の共済組合へ転出となる方は、待機者登録の対象とはならず、次の共済組合へ情報が引き継がれます。

#### (2) 年金待機者登録通知書の送付

年金待機者登録が完了後、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」がご自宅あてに送付されます。この通知書には、年金待機者番号・住所・氏名・組合員期間が記載されていますので、届き次第内容をご確認ください。

なお、年度末退職者に係る登録の完了時期は、退職後概ね3か月から6か月後となります。順次処理を行っているため、同じ退職日の方でも書類の到着に差が生じますので、予めご了承ください。

#### (3) 年金待機者番号

年金待機者登録通知書に記載される「年金待機者番号」は、公立学校共済組合において年金待機者の年金記録情報を管理するための番号となります。支部または本部に年金のお問い合わせをいただいた際に使用しますので、送付された通知書は年金支給開始まで大切に保管してください。

退職し一般組合員資格を喪失する方や、他の共済組合へ転出する方は、「一般組合員退職届書」の提出を忘れずをお願いします。



## IV 老齢年金の請求について

### 1 老齢年金の請求手続き

年金の請求は、ご自身で手続きを行う必要があります。以下に請求手続きについて記載しておりますが、令和6年度時点での手続き方法となっているため、実際に年金を請求するときには、内容が異なることがありますので、ご注意ください。

#### (1) 老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）

65歳となる誕生月の2か月から3か月前に、年金請求書が送付されます。ただし、65歳到達時の厚生年金被保険者の加入状況により、書類の送付元が異なります。

##### ●65歳到達時に厚生年金被保険者の方は、その時加入している実施機関から送付

(例1) 65歳到達時に公立学校共済組合の一般組合員の方（第3号厚生年金被保険者）  
送付元：公立学校共済組合の所属している支部

(例2) 65歳到達時に公立学校共済組合の短期組合員の方（第1号厚生年金被保険者）  
送付元：日本年金機構から送付

(例3) 65歳到達時に私立学校で勤めている方（第4号厚生年金被保険者）  
送付元：日本私立学校振興・共済事業団から送付

##### ●65歳到達時に厚生年金保険被保険者ではない方は、最後に加入していた実施機関から送付

(例1) 定年退職後、働いていない（公立学校共済組合の年金待機者）  
送付元：公立学校共済組合本部

(例2) 定年退職後、講師として勤務したが、65歳到達時は働いていない  
送付元：日本年金機構から送付（最後の加入が第1号厚生年金被保険者のため）

#### (2) 老齢基礎年金

65歳となる誕生月の2か月から3か月前に、年金請求書が送付されます。ただし、65歳到達時の年金加入期間の状況により、書類の送付元が異なります。

##### ●65歳到達時のこれまでの年金加入期間が共済組合のみの方は、共済組合から送付

(例) 学生のとき国民年金に加入しておらず、公立学校共済組合の加入期間のみの方

##### ●65歳到達時のこれまでの年金加入期間が共済組合と国民年金または厚生年金の方は、日本年金機構から送付

(例1) 学生のとき国民年金に加入しており、その後、公立学校共済組合の加入期間がある方

(例2) 学生のとき国民年金に加入しておらず、公立学校共済組合の加入期間のみであったが、定年退職後、講師となり第1号厚生年金被保険者となった方

## IV 老齢年金の請求について

### (3) 退職年金（年金払い退職給付）

65歳となる誕生月の2か月から3か月前に、共済組合から年金請求書が送付されます。ただし、一般組合員資格を喪失していない方（在職者）は受給要件（7ページ参照）を満たしていないため、65歳に到達しても書類は送付されません。また、共済組合独自の年金のため日本年金機構では手続きできません。

### (4) ワンストップサービス

平成27年10月の被用者年金一元化前は、共済組合と厚生年金の年金加入期間がある方だと、年金の請求は各実施機関にそれぞれ請求書を提出していました。一元化後は、年金事務所または共済組合のどの窓口でも、年金の請求が行えるようになりました。これを「ワンストップサービス」といいます。

例えば、老齢厚生年金の請求者が、第1号厚生年金被保険者（日本年金機構）と第3号厚生年金被保険者（共済組合）の年金加入期間がある場合でも、年金事務所もしくは共済組合のどちらかに年金請求書を提出すれば、それぞれで手続きする必要はありません。ただし、年金の決定・支給は実施機関ごとに行うため、日本年金機構と共済組合それぞれで年金の決定・支給を行います。

なお、すべての請求手続きがワンストップサービスの対象ではないため、手続きによっては従来通りそれぞれで手続きが必要な場合があります。

年金請求書は自動的にご自宅宛てに送付されます。ただし、厚生年金の加入のタイミング等によっては自動的に送付されない場合がありますので、誕生月になっても請求書類が届かない場合はご連絡ください。



年金請求書の提出先は、年金事務所または共済組合のどちらでも可能です。年金事務所に提出をした場合、ワンストップサービスにより共済組合へ請求書類が展開されます。なお、請求書類の展開には時間がかかるため、基本的には送付元へ提出することをお勧めいたします。

## IV 老齢年金の請求について

### 2 年金の決定

公立学校共済組合では、書類審査に時間をいただくため年金請求書を提出後、概ね4か月から6か月後に年金の決定が行われます。年金決定後、「年金証書」がご自宅あてに送付されます。

なお、複数の実施機関（共済組合や日本年金機構）の年金加入期間がある方は、年金の決定時期は実施機関ごとに異なりますのでご注意ください。

### 3 年金の支給

年金の支給は、年金決定がされ次第開始されます。年金の決定にお時間をいただきますので、請求後すぐに年金を受け取ることはできません。初回支給後は、偶数月の15日（その日が土曜日・日曜日または祝日のときは直前の平日）に、各月の前月までの2か月分が支給されます。

なお、複数の実施機関（共済組合や日本年金機構）の年金加入期間がある方は、それぞれの実施機関から別々に年金が支給されます。

#### 【参考】年金は何月分から支給されるのか？

- 受給権発生日

受給開始年齢に到達した日（誕生日の前日）が受給権発生日となります。

- 支給対象月

年金は、受給権発生日の翌月分から支給の対象となります。

【例】昭和39年5月20日生まれの場合

受給権発生日：令和11年5月19日

支給対象月：令和11年6月

→この場合、令和11年6月分から支給の対象となります。

## V 年金加入期間や年金見込額を知りたいとき

ご自身のこれまでの年金加入期間や、老齢年金の見込額などは次の3つからそれぞれ確認することができます。

### 1 ねんきん定期便

国民年金・厚生年金保険に加入している組合員及び年金待機者の方に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を年に1回お送りしています。

#### (1) 送付時期

毎年1回、誕生月に加入中の実施機関または最後に加入していた実施機関からお送りしています。

#### (2) 掲載内容

(ア) 59歳の方

発行形式	掲載内容
封書	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでの年金加入期間・履歴</li><li>・老齢年金の種類と見込額 (現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと仮定して計算)</li><li>・これまでの標準報酬月額・月別状況</li><li>・これまでの国民年金保険料の納付状況</li></ul>

(イ) 35・45歳の方

年金加入期間や、これまでの加入実績に応じた年金額などを記載した封書をお送りします。

(ウ) 35歳・45歳・59歳以外の方

#### ● 50歳以上の方

発行形式	掲載内容
ハガキ	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでの年金加入期間</li><li>・老齢年金の種類と見込額 (現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと仮定して計算し、60歳を超えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。)</li><li>・最近の標準報酬月額・月別状況</li><li>・これまでの保険料納付額 (累計額)</li></ul>

#### ● 50歳未満の方

年金加入期間や、これまでの加入実績に応じた年金額などを記載したハガキをお送りします。

## V 年金加入期間や年金見込額を知りたいとき

### 2 地共済年金情報Webサイト

公務員共済期間（第3号厚生年金被保険者期間）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をインターネットでご覧いただけます。閲覧するには、事前に利用申込みが必要となります。

#### (1) ホームページアドレス

【QRコード】      【アドレス】 <https://www.chikyosai-nenkin-web.jp>



#### (2) 掲載内容

- 年金加入期間・履歴
- 保険料納付済額
- 標準報酬月額等
- 年金見込額
- 年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高

### 3 年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高通知書

一般組合員及び年金待機者の方に、退職年金（年金払い退職給付）の給付算定基礎額（積立した額）の情報を年に1回お送りしています。

※退職年金（年金払い退職給付）については7ページ参照

#### (1) 送付時期

毎年1回、7月下旬ころに公立学校共済組合からお送りしています。

#### (2) 掲載内容

- 標準報酬月額
- 付与額
- 利息
- 給付算定基礎額

※退職年金（年金払い退職給付）は積立方式であるため、将来の年金額を計算することができず、年金見込額は表示されておりません。

# V 年金加入期間や年金見込額を知りたいとき

## 参考資料（各種ハガキ見本）

### ●ねんきん定期便 圧着ハガキ（50歳以上用）

料金後納郵便  
親展

大切なお知らせ  
令和6年度のねんきん定期便です

問い合わせ先  
**公立学校共済組合**

〒101-0082 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
https://www.kouritu.or.jp/  
電話 03-5259-1122  
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時から午後5時30分まで

受取人の方がお住まいでない場合には、開封せずに、「郵配」印刷した面をご記入の上、そのままポストに投入してください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

基礎年金番号	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
--------	------------	-----------------------------

**1. これまでの年金加入期間**（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)		国民年金計 (未納月数を除く)		船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	月	月				
月	月	月	月	月	月	月	月

厚生年金保険 (b)

一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計
月	月	月	月

①「第1号被保険者」(未納月数を除く)欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日現在の国民年金被保険者の被保険期間の月数を合算して表示しています。  
②「d」欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間 (任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。  
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときご留意による確認が必要です。

**2. 老齢年金の種類と見込額 (1年前の受取見込額)**

受給開始年齢	老齢年金の種類と見込額			
	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
(1) 国民年金				円
(2) 厚生年金保険				円
一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (定額部分)
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を超えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件が随時変更により見込額が異なります。  
②受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢厚生年金のいずれかが決定している場合、65歳以上の場合は、老齢年金の見込額に「+」を表示しています。  
③国民年金と地方公務員共済組合に加入した方が、受給資格期間を合算して計算しています。  
④平成27年度までの加入実績を元にした厚生年金の受給見込額及び地方公務員共済組合による経費的職域退職金（共済年金）を合算して表示しています。  
⑤老齢厚生年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付標準額と同等で計算した金額に、別に定められた給付標準率を用いて計算した金額を加算したものとされており、この見込額が「報酬比例部分」となります。老齢厚生年金一元化による給付標準率の改定については、老齢厚生年金一元化後の期間（平成27年12月以降の期間）については、「報酬比例部分」が廃止されましたが、使用標準率一元化後の期間（平成27年9月以降）については別途「経費的職域退職金（共済年金）」として当共済組合から支給されます。※上記のほか、この「ねんきん定期便」の表の印刷については、当共済組合のホームページをご覧ください。

### ●年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

料金後納郵便  
親展

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先  
**公立学校共済組合**

〒101-0082 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
https://www.kouritu.or.jp/  
電話 03-5259-1122  
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時から午後5時30分まで

※期間による印刷の印刷は、正確にお知らせするための印刷をさせていただきます。ご留意ください。また、印刷に不具合が生じた場合は、印刷に不具合が生じたことをお知らせください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

**給付算定基礎額残高通知書**

(4年 4月～5年 3月)

公立 太郎 様 (8684100000001) 単位 円

(A) 前年度末	①標準報酬月額	②付与率	③利息	④給付算定基礎額残高
4月	650000	9750	0	1028384
5月	650000	9750	0	1047984
6月	2150000	32250	0	1080134
7月	650000	9750	0	1089884
8月	650000	9750	0	1099634
9月	650000	9750	0	1109384
10月	650000	9750	18	1119152
11月	650000	9750	18	1128920
12月	2150000	32250	19	1161189
1月	650000	9750	19	1170958
2月	650000	9750	19	1180727
3月	650000	9750	19	1190496

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区分	給付算定基礎額残高	特別支給の老齢厚生年金	経費的職域退職金
⑤前年度末	1028384	-	-
⑥付与率累計	162000	-	-
⑦利息累計	112	-	-
⑧今年度通知	1190496	-	-
⑨給付算定基礎額合計	1190496	-	-

⑩年金払い退職給付加入期間 7年 6月

⑪付与率	令和4年4月～令和5年3月	1.500%
令和4年4月～令和5年3月	年々	年々
⑫標準利率(年率)	令和4年4月～令和4年9月	0.000%
令和4年10月～令和5年3月	0.020%	

基礎年金番号 9999999999 作成日 令和 5年 6月 21日

**各項目の説明**

- 標準報酬月額**  
年金と付与率の基礎となる標準報酬の月額です。同月に期末手当等の支給を受けた場合はその額を含みます。
- 付与率**  
標準報酬月額に付与率を乗じて算定されます。年金の原資となる給付算定基礎額の一部となります。
- 利息**  
当月の利息を表示しています。前月の給付算定基礎額残高と当月の付与率に標準利率（1ヶ月単位で換算した率）を乗じた額です。
- 給付算定基礎額残高**  
当月までの給付算定基礎額残高を表示しています。前月の給付算定基礎額残高、当月の付与率及び当月の利息を合計した額を表示しています。
- 前年度末**  
前年度にお知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）
- 付与率累計**  
各月の付与率を累計した額です。
- 利息累計**  
各月の利息を累計した額です。（※1）
- 今年度通知**  
今回お知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）
- 給付算定基礎額等合計**  
今回通知に表示している給付算定基礎額残高を表示しています。（※2）
- 年金払い退職給付加入期間**  
平成27年10月（年金払い退職給付制度開設）以降の組合員期間の年数です。
- 付与率**  
付与率を算定するために標準報酬月額に乗じる率です。
- 標準利率(年率)**  
利息を求めたための率です。毎年10月に見直しされます。  
※1 額かけ部分は、有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した有利退職した場合のみ表示されます。  
※2 有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合、今回通知に表示している給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を合計した額を表示しています。



## VI 問い合わせ先について

年金に関してのご相談は次の連絡先にご連絡ください。

なお、年金相談をするときの年金加入状況によっては、日本年金機構（お近くの年金事務所）をご案内することがあります。

### （１）在職中で一般組合員の方

- 担 当：公立学校共済組合宮城支部 給付班
- 電 話：022-211-3094（年金相談専用）  
022-211-3677（給付班長期給付担当）
- 場 所：〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 教育庁福利課内
- 注意事項  
直接、来庁するときは必ず事前に電話連絡をしてください。  
なお、連絡がなく来庁された場合、担当者が当日不在または席スペースの確保ができない場合があり、対応できないことがあります。

### （２）退職後、年金待機者または年金受給者の方

- 担 当：公立学校共済組合本部 年金相談室
- 電 話：03-5259-1122（年金相談専用）
- 場 所：東京都千代田区神田駿河台2-9-5
- 本部ホームページ  
【QRコード】                      【アドレス】 <https://www.kouritu.or.jp>



### 【参考】日本年金機構のホームページ

